

令和 5 年 9 月 4 日

## 第 3 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第51号	令和5年度大垣市一般会計補正予算(第3号)
議第52号	令和5年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
議第53号	令和5年度大垣市介護保険事業会計補正予算(第1号)
議第54号	大垣市監査委員条例等の一部改正について
議第55号	大垣市スイトピアセンター条例の一部改正について
議第56号	大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について
議第57号	大垣市お勝山ふれあいセンター条例等の一部改正について
議第58号	大垣市立ひまわり学園設置条例の一部改正について
議第59号	大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について
議第60号	請負契約の締結について
議第61号	令和4年度大垣市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について
報第11号	専決処分の報告について
報第12号	専決処分の報告について
報第13号	専決処分の報告について
認第 1号	令和4年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について
認第 2号	令和4年度大垣市公営企業会計決算の認定について

議第51号

令和5年度大垣市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度大垣市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,559,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の廃止及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月4日提出

大垣市長 石 田 仁

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県 支 出 金		4,298,296	18,800	4,317,096
	2. 県 補 助 金	1,273,964	18,800	1,292,764
20. 繰 越 金		902,500	369,200	1,271,700
	1. 繰 越 金	902,500	369,200	1,271,700
歳 入 合 計		63,171,000	388,000	63,559,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		6,533,690	336,000	6,869,690
	1. 総 務 管 理 費	4,290,570	306,000	4,596,570
	3. 徴 税 費	676,380	30,000	706,380
4. 衛 生 費		5,426,520	5,000	5,431,520
	1. 保 健 衛 生 費	2,738,650	3,700	2,742,350
	2. 清 掃 費	2,687,870	1,300	2,689,170
6. 農 林 水 産 業 費		942,880	47,000	989,880
	4. 土 地 改 良 費	535,440	47,000	582,440
歳 出 合 計		63,171,000	388,000	63,559,000

## 第2表 債務負担行為補正

廃止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
図書館情報総合管理システム機器借上料	令和6年度～令和10年度	88,000	-	-

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
図書館情報総合管理システム使用料	令和6年度～令和11年度	87,200

令和5年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業 費県補助金	173,452	18,800	192,252	4. 土地改良費	18,800	累 計 県単土地改良事業費 47,000×4/10
計	1,273,964	18,800	1,292,764			100,795

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	902,500	369,200	1,271,700	1. 繰 越 金	369,200	
計	902,500	369,200	1,271,700			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
18. 諸 費	36,000	306,000	342,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	306,000	22. 償還金利 子及び割 引料	306,000	累 計 336,000 国庫等返還金
計	4,290,570	306,000	4,596,570	国県支出金 - 地方債 - その他 -	306,000			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 賦課徴収費	221,680	30,000	251,680	国県支出金 - 地方債 - その他 -	30,000	22. 償還金利 子及び割 引料	30,000	累 計 80,000 市税過誤納還付金
計	676,380	30,000	706,380	国県支出金 - 地方債 - その他 -	30,000			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6. 母子保健費	347,830	3,700	351,530	国県支出金 - 地方債 - その他 -	3,700	10. 需用費	50	累 計 4,100 消耗品費 45 印刷製本費 5
						11. 役務費	50	累 計 3,286 通信運搬費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18. 負担金補助及び交付金	3,600	累計 176,093 妊活検診事業補助金
計	2,738,650	3,700	2,742,350	国県支出金 - 地方債 - その他 -	3,700			

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 清掃総務費	436,490	1,300	437,790	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,300	18. 負担金補助及び交付金	1,300	累計 323,055 ごみステーション カラスよけ対策資 材購入事業補助金
計	2,687,870	1,300	2,689,170	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,300			

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 土地改良施設整備費	396,080	47,000	443,080	国県支出金 18,800 地方債 - その他 -	28,200	14. 工事請負費	47,000	累計 221,800



(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	535,440	47,000	582,440	国県支出金 18,800 地方債 - その他 -	28,200			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項		限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
				期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
図書館情報総合 管理システム機 器借上料	補正前	88,000	88,000	-	-	6~10	88,000	国県支出金 -	88,000
								地方債 -	
	補正後	-	-	-	-	-	-	国県支出金 -	-
								地方債 -	
								その他 -	
図書館情報総合管理シ ステム使用料		87,200	87,200	-	-	6~11	87,200	国県支出金 -	87,200
								地方債 -	
								その他 -	

議第52号

令和5年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

令和5年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,645,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰越金		361,870	45,000	406,870
	1. 繰越金	361,870	45,000	406,870
歳入合計		14,600,000	45,000	14,645,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		223,760	45,000	268,760
	1. 総務管理費	223,420	45,000	268,420
歳出合計		14,600,000	45,000	14,645,000

令和5年度 大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	361,870	45,000	406,870	1. 繰越金	45,000	
計	361,870	45,000	406,870			

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
2. 諸 費	19,300	45,000	64,300	保険料 - 県支出金 - 繰入金 - その他 45,000	22. 償還金 利子及び割 引料	45,000	累 計 57,000 国庫等返還金
計	223,420	45,000	268,420	保険料 - 県支出金 - 繰入金 - その他 45,000			

議第53号

令和5年度大垣市介護保険事業会計補正予算(第1号)

令和5年度大垣市の介護保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,095,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		252,070	176,000	428,070
	1. 繰越金	252,070	176,000	428,070
歳入合計		14,919,000	176,000	15,095,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		261,130	176,000	437,130
	1. 総務管理費	159,380	176,000	335,380
歳出合計		14,919,000	176,000	15,095,000

令和5年度 大垣市介護保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	252,070	176,000	428,070	1. 繰越金	176,000	
計	252,070	176,000	428,070			

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
2. 諸 費	5,250	176,000	181,250	保険料 - 国県支出金 - 繰入金 - その他 176,000	22. 償還金利 子及び割 引料	176,000	国庫等返還金
計	159,380	176,000	335,380	保険料 - 国県支出金 - 繰入金 - その他 176,000			



議第54号

大垣市監査委員条例等の一部改正について

大垣市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市監査委員条例等の一部を改正する条例

(大垣市監査委員条例の一部改正)

第1条 大垣市監査委員条例(昭和53年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(大垣市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(大垣市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第55号

大垣市スイトピアセンター条例の一部改正について

大垣市スイトピアセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市スイトピアセンター条例の一部を改正する条例

大垣市スイトピアセンター条例(平成3年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項第1号中「及び専用駐車場」を削る。

第12条第2項第1号中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(駐車料金)

第25条の2 駐車場の駐車料金(以下この章において「駐車料金」という。)の額は、別表第3のとおりとする。

第26条の見出しを「(駐車料金の徴収等)」に改め、同条中「駐車場の利用料金(以下この章において「料金」という。)」を「駐車料金」に、「駐車する者から自動車を入場」を「駐車させた者から自動車を出場」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

第27条(見出しを含む。)及び第28条(見出しを含む。)中「料金」を「駐車料金」に改める。

第29条中「第26条」を「第26条第1項」に、「料金」を「駐車料金」に改める。

別表第3中「第12条関係」を「第25条の2関係」に、「駐車場利用料金」を「駐車料金」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定(「駐車する者から自動車を入場」を「駐車させた者から自動車を出場」に改める部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

議第56号

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例(昭和47年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1(4) 大垣市武道館の表相撲場の部の次に次のように加える。

多目的ホール	入場料等を徴収しないとき	1,880	3,770	3,770	8,480	930
	入場料等を徴収するとき	3,760	7,540	7,540	16,960	1,870

別表第2大垣市武道館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第57号

大垣市お勝山ふれあいセンター条例等の一部改正について

大垣市お勝山ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市お勝山ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例  
(大垣市お勝山ふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 大垣市お勝山ふれあいセンター条例(平成8年条例第23号)の一部を次のように改正する。

「第3章 老人デイサービスセンター(第12条・第13条)  
第4章 養護老人ホーム(第14条—第19条)  
目次中 第5章 ケアハウス(第20条—第26条) を  
第6章 老人福祉センター(第27条・第28条)  
第7章 雑則(第29条) 」

「第3章 養護老人ホーム(第12条—第17条)  
第4章 ケアハウス(第18条—第24条) に改める。  
第5章 老人福祉センター(第25条・第26条)  
第6章 雑則(第27条) 」

第2条第2号を削り、同条第3号中「老人福祉法」の次に「(昭和38年法律第133号)」を加え、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条中「、第3号及び第4号」を「から第3号まで」に改める。

第4条第2項第2号及び第5条中「第18条第1項又は第24条第1項」を「第16条第1項又は第22条第1項」に改める。

第3章を削る。

第4章中第14条を第12条とし、第15条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

第19条中「第17条第2号」を「第15条第2号」に改め、同条を第17条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第20条を第18条とし、第21条から第26条までを2条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

第6章中第27条を第25条とし、第28条を第26条とし、同章を第5章とする。

第7章中第29条を第27条とし、同章を第6章とする。

(大垣市デイサービスセンター設置条例の一部改正)

第2条 大垣市デイサービスセンター設置条例(平成3年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大垣市養老華園デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第58号

大垣市立ひまわり学園設置条例の一部改正について

大垣市立ひまわり学園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市立ひまわり学園設置条例の一部を改正する条例

大垣市立ひまわり学園設置条例(平成15年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第4条第2項に規定する障害児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を提供するため、大垣市立ひまわり学園(以下「施設」という。)を設置する。

第2条中「禾森町5丁目1463番地1」を「小野2丁目27番地」に改める。

第5条第1項第2号中「児童発達支援」を「法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する業務

(4) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する業務

第7条中「50人」を「85人」に改める。

第8条中「児童発達支援」を「施設」に改め、「障害児通所給付費」の次に「又は法第24条の26第1項の規定による障害児相談支援給付費」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第59号

大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について

大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例

大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例(平成30年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。

議第60号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | スイトピアセンター外壁改修工事  |
| 2 契約金額   | 4億2,350万円  |
| 3 契約の方法  | 事後審査型条件付き一般競争入札  |
| 4 契約の相手方 | 大垣市神田町2丁目55番地<br>T S U C H I Y A 株式会社<br>代表取締役社長 土屋 智義 |



議第61号

令和4年度大垣市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、令和4年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金13億5,617万9,386円のうち繰越分を除く4億5,617万9,386円、令和4年度大垣市簡易水道事業会計未処分利益剰余金5,707円、令和4年度大垣市公共下水道事業会計未処分利益剰余金1億2,165万3,779円、令和4年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計未処分利益剰余金4,953円及び令和4年度大垣市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金5,787円を、それぞれ次のとおり処分するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石田 仁

1 水道事業会計

減債積立金	3,236万7,769円
建設改良積立金	1億円
資本金への振替	3億2,381万1,617円
うち積立金の取崩し相当額	1億3,000万円
長期前受金戻入相当額	1億9,381万1,617円

2 簡易水道事業会計

資本金への振替	5,707円
うち積立金の取崩し相当額	5,707円

3 公共下水道事業会計

資本金への振替	1億2,165万3,779円
うち積立金の取崩し相当額	1億2,165万3,779円

4 特定環境保全公共下水道事業会計

資本金への振替	4,953円
うち積立金の取崩し相当額	4,953円

5 農業集落排水事業会計

資本金への振替	5,787円
うち積立金の取崩し相当額	5,787円

報第11号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第5号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月4日 専決

大垣市長 石 田 仁

- |            |  |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額   | 22万円   |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●  |
| 3 事故の概要    | 令和5年5月8日午後3時頃、大垣市●●●●●●●●において、相手方敷地内に設置した市の交通安全灯が強風により落下し、相手方所有の家屋外壁に損害を与えた。 |

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第6号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月18日 専決

大垣市長 石 田 仁

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 67万1,220円   |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●   |
| 3 事故の概要    | 令和5年5月17日午前10時55分頃、大垣市●●●●●●●●●●<br>●●において、市職員が運転する公用車が相手方所有の家屋屋根に接触し、損害を与えた。 |

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第7号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月9日 専決

大垣市長 石 田 仁

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 29万7,273円   |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●   |
| 3 事故の概要    | 令和5年5月16日午後3時40分頃、大垣市静里町683番地先において、市職員が写真撮影のため設置したポールが強風により転倒し、同地先を通過した相手方自動車に損害を与えた。 |

認第1号

令和4年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、別冊の令和4年度大垣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

認第2号

令和4年度大垣市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、別冊の令和4年度大垣市病院事業会計決算、令和4年度大垣市水道事業会計決算、令和4年度大垣市簡易水道事業会計決算、令和4年度大垣市公共下水道事業会計決算、令和4年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計決算及び令和4年度大垣市農業集落排水事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

大垣市長 石 田 仁